

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その4)

平成30年

目 次

議案第 139 号 鎌倉市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について	5
議案第 140 号 平成29年度鎌倉市一般会計補正予算（第 8 号）	7
報告第 12 号 道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定に係る専決処分の報告について	9

議案第 139 号

鎌倉市職員の退職手当に関する条例等
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次
のように定める。

平成30年2月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

国家公務員における退職手当の支給水準の改定内容に準じて、退
職手当の支給水準を引き下げるものである。

鎌倉市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市職員の退職手当に関する条例（昭和30年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「 $\frac{87}{100}$ 」を「 $\frac{83.7}{100}$ 」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年6月条例第6号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「この条例による改正後の鎌倉市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）」を「鎌倉市職員の退職手当に関する条例（以下この項から付則第5項までにおいて「退職手当条例」という。）」に、「「旧条例」」を「この項において「旧条例」」に改め、「。以下「条例第26号」という。」及び「。以下「条例第6号」という。」を削り、「 $\frac{87}{100}$ 」を「 $\frac{83.7}{100}$ 」に、「 $\frac{87}{106}$ 」を「 $\frac{83.7}{106}$ 」に、「 $\frac{87}{105.5}$ 」を「 $\frac{83.7}{105.5}$ 」に改め、「(以下「新条例等退職手当額」という。)」を削り、付則第3項中「新条例」を「退職手当条例」に改め、付則第4項及び第5項を削り、付則第6項中「新条例」を「退職手当条例」に改め、同項を付則第4項とし、付則第7項中「新条例」を「退職手当条例」に改め、同項を付則第5項とし、付則第8項から第14項までを2項ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 140 号

平成29年度鎌倉市一般会計
補正予算（第8号）

平成29年度鎌倉市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めると
ころによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の補正は、「第1表 繰越明許費補正」による。

平成30年2月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
45 土 木 費	10 道路橋りょう費	北鎌倉隧道安全対策事業	千円 56,560

報告第 12 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成29年9月21日、鎌倉市山ノ内332番地先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年2月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 499,848円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

3 処分の日 平成30年1月18日